

令和 6 年度における事業者によるダイオキシン類の測定結果

ダイオキシン類対策特別措置法第 28 条の規定により、廃棄物焼却炉等を設置する事業者は、年 1 回以上、排出ガス等のダイオキシン類による汚染の状況について測定し、その結果を市長に報告することが義務づけられています。

令和 6 年度では市内で報告義務がある大気排出基準適用施設 2 施設（1 事業所）において、測定結果の報告があり、全ての施設で排出基準に適合していました。

令和 6 年度 ダイオキシン類測定結果

事業場 No.	事業場名	所在地	施設 No.	排出ガス			焼却灰（燃え殻）			ばいじん（飛灰）			備考
				試料採取日	測定結果 (ng-TEQ/m³N)	基準	試料採取日	測定結果 (ng-TEQ/g)	基準	試料採取日	測定結果 (ng-TEQ/g)	基準	
1	門真市クリーンセンター	門真市深田町 19 番 5 号	1	R6. 11. 26	0. 027	1	R6. 7. 8	0. 011	-	R6. 7. 8	0. 44	-	No. 4 廃棄物焼却炉 焼却灰、ばいじんについて、ともに薬剤 処理をしています。
							R6. 11. 26	0. 0066		R6. 11. 26	0. 60		
							R7. 2. 27	0. 018		R7. 2. 27	0. 30		
			2	R6. 12. 9	0. 0039	1	R6. 4. 25	0. 021	-	R6. 4. 25	0. 43	-	No. 5 廃棄物焼却炉 焼却灰、ばいじんについて、ともに薬剤 処理をしています。
							R6. 12. 9	0. 0072		R6. 12. 9	0. 45		

焼却灰、ばいじんについては、薬剤処理をしている場合には基準はありません